

遺 物——その基礎的構造

中 村 清 兄

目 次

- はしがき
- 一、所 謂「遺物」
 - 二、遺物に於ける「時」——絶対時と相對年代
 - 三、遺物のもつ空間的構造——超越的性質と人間意欲の關係
 - 四、遺物たらしめるもの
- むすび
- はしがき

題して「遺物——その基礎的構造」といふ。又「遺物とは何ぞや」といふもよろしからう。いふ處は何等新なる知識の展開ではない。従つて、それはよく「判りきつた」

遺物——その基礎的構造

と思はれるものであつて、まことに考古學なる學に従ふものは既に「知られたるもの」としてこの問題を通過させてゐるといふのが事實であらう。私はたゞこの「既に判りきつたもの」の判りきつた姿を描出したいと思ふにすぎない。それは又「判りきらないもの」をかへつて示すものともなるのであるから。且つ、私にとつては、考古學の學的存存の問題にも觸れるものとしてこれへの關心の緒としたいからである。

一、所 謂「遺物」

考古學に於ける「遺物」のもつ問題は重且つ大である事

を私は思ふ。それは「遺物」が「如何に理解せられるか」、換言するならば「如何に遺物たらしめられるか」が、既に學としての考古學のその立場の如何を決定するが故である。即ちこの事はとりもなほさず、單的に「考古學とは何ぞや」といふ斯學の本質にふれる處の問題をもつからである。それは考古學に對する理解の如何に關して「遺物」たらしめるその構造の差違を招致するからである。しかしながら、實際に於て、「考古學」といふ學問が遂行せられ、又遂行せられつゝある時、それを遂行し、又遂行しつゝある人は、いともたやすく「遺物」なる語を口にすることを知つてゐる。われ／＼はこの「遺物」なる語が如何に實踐され、又せられつゝあるかは「遺物」なる語を以て呼稱せられる處の對象そのものを見る時、それを最も明確且容易に知る事が出来る。それは所謂物體的者であつて、

且つ「位置を容易に變更運搬し得可きもの」とせられてゐる。しかしながら、私は本稿に於ては、總て考古學の對象とせられる資料をそのポータブルなると否とを問ふ事なく「遺物」なる語によつて代辯しようと思ふ。人はその

ポータブルならざるものを遺跡として區別するのであるが、しかも「此の區別たるや全く常識的便宜的のものにして、兩者の間截然として區別ある可きにあらず……：廣義に於ける『遺物』中に遺跡も亦包括せらる可きものなるは言ふを須るす」とする處の『通論考古學』に於ける恩師濱田先生の見解は、又われ／＼によつても當然襲用せられなければならぬ。それはともに根本的に同一の構造をもつが故である。

今、この「遺物」と稱されてゐるものが如何なる内容を有するものであるか、換言するならば、如何なる限界をもつてゐるものであるかを先づ考へる必要がある。しかもそれは又再び本論考の終末に於て論考せらるべきものなのだ。——理解の明確と安易との爲に私は一つの例を示さう。

ベルギーの考古學者、ア・リュトー(A. Rihoit)の熱心な支持と、之に反する人々によつて、今なほ論争的となつてゐる石器がある。即ち、有名な「リュトーの原石器」であつて、之は地質學者のいふ第三紀層に於て發見せら

れた截斷のみとめられる砒石なのである。リュートーは之を以て、「單に砒石の截斷に於ける人間の最初の試みを代表するものとしてそれを考へたばかりでよく、これらの原始石器は第三紀最新世(Pliocene)に始まり、他の石器工業と平行して、近世期まで繼續した特殊工業を成立せしめてゐた」との見解を以て、この砒石を原石器と考へたのである。しかしながら、一方ブウル氏は「マンントの近くのゲルヴィル(Guerville près de Mantos)の工業用捏機械がセメントの製造に粘土と白堊とをまぜて、リュートー氏の標本に全然類似の原始石器を造り出すといふ事を斷然論證し」て之に反對した。従つて「自然の働きだけでも人間の思ひのまゝに手を加へたものと思はれてゐるやうなもの」を造り出すには澤山であるといふ事が論證された」と『有史以前の人類』の著者、ド・モルガンはのべてゐる。

右の例によつて了解せる處は、こゝに擧げられた原石器、即ち之を廣くするならば一般に「遺物」とよばれるもののもつ限界の如何でなければならぬ。つまり、一つの砒石、即ち物體的なるものの上にある截斷といふ動活

が人間の行動、すなはち、人間の意欲の動作として、とり行はれたか否かによつて、この一片の砒石が遺物たり得るや、否かと論争せられてゐるのである。なほこれが地質學者のいふ處の第三紀層、即ち自然科学的時間(客觀的時間)に於て過去の事實であるといふ事ののべられてゐる事は、勿論看過し得らるべきではない。最後にこの砒石が考古學の學的展開の對象として、人の關心に上り得たといふ事が又重要な事としてあげられなくてはならぬ。

即ち、「遺物」とは、常に物體的なるものでなければならず、かつ、それが人間活動の何等かの現象を、背負はされてゐなければならぬ」とともに、この活動が現在の時以前、即ち過去に於て行動せられたものであるといふこれらの三點によつて、根本的に規定せられてゐる。

遺物の根底を規定する「人間活動の物體的現象」と「過去」とが既に提出せられたのであるが、この「人間活動の物體的現象」とするものは、即ち之をいひかふれば人間生活の範圍内にあつて人間のもつ意欲が物質的なる廣がりによつて表出せられる事であり、そこには、従つて何等

かの意欲の存在——即ち何等かの目的に向はふとする處の心の動きと之に、何等かの運動によつて、物質的な姿をあたへられる、といふ事である。したがつてそれは當然空間的な存在であり、存在せしめられる處の一定の時をもたざるを得ない。時によつて決定せられ空間によつて限界づけられる時、物體的表出の具體者は存在しあつたのである。而して如何なる意欲も之が何等かの運動にうつたへられて、形態をあたへられない時、それは決して「表出」とはならない。意欲は運動によつてはじめて之を表出する事が出来る。即ち、そこには運動を一定方向に向はしめる處の「人間の意欲」の存在がなければならぬ。且つ、その意欲は運動によつて、空間的形態をあたへられた處の表出によつて示されなければならない。「人間活動の三次元に於ける現象」は従つて人間の一定方向に向ふ意欲と、之によつて制限された運動とによつて構成されたものであり、しかもそれは、一定方向に向ふ意欲の空間的表示でなければならぬ。しかして、この空間的存在を決定する處の「時」について、遺物は又「過去」な

る制限を帯びてゐるのである。

自明の如く、人間意欲の空間的表示は、時によつて制限せられる。即ちそれは如何に欲しやうと、將來に於て表示せらるべきものは、決して現在に於て表示せられる事が出来ないとともに、過去に於て表示せられたものは一回的であつて、従つて決定的であり、如何にしても之を變改する事が出来ない。又それは現在に於ては、表示せられつゝあるものとして、一方に於ては過去の形態すなはち變改し得ない世界に追ひやられるに反して又一方に於ては表示せんと欲しながらも表示し得ない將來の形態が將に表示せられつゝあり、それは將來の世界へ結合する。而して、一回的、決定的なる表示、即ち既に過去の世界に屬する處の人間意欲の表示は、右の如き時の制約に従つて、それは人間によつて實は意欲せられたものではあるけれども、もはや、人間の意欲をはなれて、その如何に關せず、「人間」に對向するものとなる。従つて、人間意欲の過去に於ける三次元的表示は人間の恣意的な意欲を、實はそれによつて形態づけられながら、反對にそれは

人の恣意的な意欲を「規定」するものと化するものである。人間意欲の三次元的現出、即ち、考古學の世界に於て遺物とするものは、既に表示せられたる人間意欲である限り、それは、従つて、「過去」に於けるその表示以外ではない事を挙げねばならない。

二、遺物に於ける「時」

——絶対時と相對年代

今、吾々は遺物が過去に決定せられたるものとする事に關聯して、遺物自身に於ける時間的構造を追求しよう。

さて、遺物安置の主要な一要素たる「過去」、即ち遺物の側に於て云ふならば、遺物が存置せしめられるといふ行動と相表裏する處の時、が過去に於て決定せられたとする事實、これは唯だ一つの素朴なる單なる事實にすぎない。一の遺物の存在するは、その遺物の存在を決定せられた時に初まる事は自明の事に屬する。したがつて、それは決して遺物存置の時以前に溯りうる事を許されないと同時に、一方遺物存置の時以後に於てその存在を決定せられたと考へる事も又當然出來ない。「時」の面に

よつて、人間の行動が規定せられるのであり、それは一回的であるが故に、従つて遺物はこの點に於てそれは決して再生しあはれない處のものである。であるから、一つの遺物は一つの特定の「時」の面に於て、且つ一回的に決定し存置せしめられたものに他ならない。即ち、この事は空間的な形態をもつ處の一つの物質の上に「時」の面に規定せられた處の人間活動の三次元的表出の行はれた時、初めてこの物質は「人間」との交渉の位置にたかめられるといふ事である。遺物はこの「時」の面に於て、「人間」によつてはじめて見出されるのである。この時以後に於て、この「人間」によつて見出されたる、即ち換言するならば「人間」によつて存在たらしめられたるこの特定の物體的なるものは、先づ、こゝにそれが考古學に於て遺物たらしめられうる構造要素の一を獲得したものとなるのである。

この「人間との交渉」の下に於てはじめて存在たらしめられる物體的なるものが、従つて必然的にこの「人間との交渉」の初まつた特定なる時を過去に於てもつ事は之

を否定し得ない處である。それが某年某月某日といふ様な客觀的(編年的)な時の上に一定の遺物に於てのみ特定な位置を有する事も認めなければならぬ。遺物はこの意味に於て絶対時をもつといふ事が出来る。

しからば遺物の必然的にもつこの絶対時は、はたして吾々によつて規定しうる性質のものであるか。例を擧げて考察を廻らさう。

こゝに一つの紀年鏡がある。その銘帯には「居攝元年自有眞家云々」と讀まれるとしよう。人はこの銘帯の居攝元年云々とあるによつて、先づこの鏡が居攝元年の作とするに疑を挟まないのである。まことにこの居攝元年なる年號は、この鏡が客觀的にこれによつて指し示めされた處の特定な時の上に出現した事を意味するものであらう。しかも、翻つて、居攝元年とは何か? 則ち、銘帯にのべられた居攝元年なるものは、吾々の概念する處の居攝元年として認められるのであつて、何等客觀的に居攝元年ではあり得ないのである。それは吾々によつて、認められる處の居攝元年として、吾々に受け入れら

れるのであつて、認める處の吾々の概念の内に存する「時」に過ぎない。しかも、それは、この鏡が製作されたでもあらう時、——居攝元年——を遺物に内在する絶対時の上に認められる事を意味するのではなく、反つて、吾々の概念上に認められる時を規定するものなのである。吾々は内容なくして單に時——居攝元年——を認めてゐるのではない。それは吾々のもつ概念の内に認められる事によつて、はじめて存在せしめられるのである。従つて、それは何等遺物自體の有する特定な時ではなく吾々によつて規定せられた時として認められるに過ぎない。成程、遺物は、既にのべた様に、あくまでも物體の上に作用した人間活動を主張すると共に、あくまでも、その活動の一回的な事を主張する。しかしながら、この一回的な活動、従つて、編年的に特定な時は遺物自體に内在するものであつて、何等遺物をはなれて他のものとの連合を指ししめしはしない。他のものとの連合によつて時を示すとする時、それ既に吾々の概念の上に於ける連合と化するのである。遺物はあくまでも、絶対時を保有す

るけれども、しかも、これはその遺物自身に於て保有するものであつて、何等對外的に保證される事を要求するものではない。吾々によつて、この遺物のもつ絶對時が某年某月某日といふ如き時の一斷面として認められる時、それは既に、「遺物」自身に於ける姿ではなく、吾々の概念の内に於ける存在となるのである。

しからば何故に考古學に於て、「遺物」自身の性質として人は絶對年代或は相對年代を考へるのであるか。

元來、絶對年代の主張の純粹なるものは、客觀的な時の特定な一つの斷面を指示しようとする主張である。某年某月某日この遺物が製作せられたと「遺物の側」に於て之を認めんとする主張である。かく言ふならば人は、或は謂ふでもあらう。「吾々は何等かくのごとき月日までも主張しようとするものではない。そこにしめされた年月日によつて大概の時を考へるのである」と。しかしながらこの抗辯の背後には、一定の客觀的な時の一瞬間を求めようとする欲求の力づよき存在を見のがしてはならない。且つ、それは、やはり遺物自身の保有するこの

特定の時を考へようとするのである。しかしながら、遺物自身の保有する絶對時は遺物をはなれて存する事の出来ないものであり、之が一度吾々によつて認められる時、それは既に吾々の概念の上に於ける問題である事既にのべた如くであるとすれば、いふまでもなく右の絶對年代の立場とは異なるものならざるを得ない。

本來、年代といふ概念は、時といふ概念とは異なるものである事勿論である。時とは空間に則して、顯現するけれども、あくまでも瞬間を示すものとして存するに反して、年代とは時の一定の特殊な duration である。しかも、それは何等か、この duration の全域にわたつて之を抱擁する處の特徵的なものによつて統率せられたるものとしてあるのである。従つてそれは、時の一定の duration にあつて、吾々によつて、何等かの特徵的なものが之を抱擁すると概念せられる時、年代が成立する。吾々によつて何等かのイデアの抱擁を概念せられる時の一定の duration は、従つて、吾々を超越して存しはせない。即ち、この限りに於て遺物自身に於ける、云はれるがごとき絶對年代

は存しないのである。が、しかし、既に明らかな様に「遺物」はそれ自身に於て絶対時を必然的に保有するが故に、「遺物」が初めて遺物たらしめられうる一要素——初めて「人間との交渉」の下に入った過去に於けるその時間に於いて、初めて「人間との交渉」の故に存し得た一定の時の長さ、即ち、一定方向に向ふ處の人間の意欲によつて引きおこされる人間活動の一定の物體の上に作用した全時間的領域、それが遺物自身のもつ絶対年代であり、遺物自身の保有する絶対時と相應するものなのである。即ちこの意味に於て絶対年代は遺物の絶対時の内容として、遺物自身に於て主張するものであつて、何等吾々によつて概念せられる時を規定するものとしては存しないのである。それは遺物自身の世界である。

右の如く絶対年代は吾々によつて窺知し得ない處の遺物自身の世界に於ける「人間との交渉」に於て存在たらしめられるに至つた全時間的領域として把握せられるのであるが、一方相對的年代として考へられるものは甚だしく之とその性質を異にしてゐる事を思ふのである。即

ち、云ふ處の術語の示すが如く、それは個々の遺物それ自身の上に於ては決して主張し得ない處であつて、同時にそれは必然的に一個ならざる遺物相互の間に於ける對比の上に引起される問題なのである。従つて、それは、遺物の決定的に保有する絶対時とは何等必然的な關係を必要とするものではない。遺物の絶対時の側に於て論ぜられるものではなくして、遺物に關して、吾々の有する主觀の側に於て主張せられるものであり、それは、吾々によつて意識によつて成立した概念の上に於て、主觀的立場によつて、この概念が互に對比せられる時、はじめて成立するものである。即ち、それは遺物自身の側に於て主張せられるのではなく、吾々の側に於て主張せられるものである。遺物が特定の一回的にもつ處の時いは、某年某月某日とも位置づけばれうる處のものが問題となるのではなくして、かへつて、對比の上に當然引起される差の方向が時間的性質にありと意識される事によつて問題とせられるのである。それは主觀によつて同一の範疇に入れられうる遺物群に於てのみ、主觀的に成立する

處の主觀的時間の上に於ける位置づけとして、把握される。従つて、何等そこには遺物の側に於ける一回的なる絶對時を主張する事は出来ない。

再び、問題は絶對年代の、即ち遺物の側に於ける一回的なる成立を主張する絶對時に關して生起する。

従つて、曾て擧げた處の在銘鏡の如きデイトを有するものは、はたして一回的成立に關する遺物自身の保有する必然的な絶對時の主張であるか。この問題は、既に絶對年代の考察に於て論じた處であるが、吾々は主觀の側に引き入れられてはじめてデイトの成立するのを見るのである。であるから、かゝるデイトを有する遺物、——主觀的に概念の世界に於て、位置づけられる遺物を含んだ同一の範疇内に於ては、このデイトによつて、自然科学的な時間の一點に、遺物群——範疇を同一にした遺物群——が位置づけ得られるか。換言すれば、一つの遺物群内に於いて、類似する事によつて、主觀の側に於て成立する duration としての年代の上に對比された數個の遺物が相互の位置をもちうるか。この答は簡單である。即ち對比

される事自身が主觀の側に於て成立するものでなければならぬ以上、これは成立せざるを得ない。しかし、それは、あくまでも遺物が保有し主觀に超越的に存在する絶對時によつて示される時ではなく、主觀によつて成立する處の年代、いひかふるならば相對年代の編年、記號的把握として成立する以外の何物でもない。しかも吾々に於て成立する處の遺物の年代は、又この年代以外の何物でもない。

三、遺物のもつ空間的構造

——超越的性質と人間意欲の關聯

しからば、遺物は時間的構造の依つて成立する處の空間的には如何なる構造を荷負ふとすべきであるか。それは時間的構造と相表裏すべく物體的なる遺物の必然的な構造の一面である。

吾々は、今、考察の目を第一節に於て引例した處のリュトーの所謂原石器にそゞかう。

この原石器は、いふまでもなく可視的なる且つ物體的なる以外ではない。即ち明らかに遺物は空間的存在を無視して存在し得ない。しかも、その空間は數學の考へる

處の空間ではなく、いはゞ充實した空間であつて、一つの占有すべき空間に於て占有する處の空間且つ可視的な空間、即ち物體に於てのみ實在せられうるものでなければならぬ。従つて、この實在する處の空間は、何等かの内面的ともいはるべき性質を具有せなければならぬ。原石器があくまでも一種の石なる物體によつて可視的空間を實在せしめてゐるの謂である。

リュトールの原石器に於て、それが原石器として主張する處のものは、截斷のみられる硅石であり、それが「硅石の截斷に於ける人間の最初の試みを代表する」、つまりそこには硅石といふ物理化學的な、人間を超越した自然界の物體が、之を截斷するといふ人間意欲の作用をうけてゐる事を告げてゐる。それは人間を超越した存在の人間によつて發見され實在せしめられたものである。この硅石はそれ自身の内に、その有しうる自然科學的なあらゆる諸性質を人間に超越的に占有してゐるのである。それは人間意欲の存否の如何を問ふ事なく嚴然とした超越的な硅石自身に於ける事實として主張しうるものであ

る、且つそれは何等人間によつて侵される處のものではない。人は如何に欲しても硅石を他の物質——自然科學的物質——に變ずる事は出来ない。従つて、例へば右の原石器の場合の如く硅石を截斷するといふ時に於ては、截斷によつて生起する處の原石器の原石器となりうる截斷面は、硅石自體が超越的に有する劈開面である以外の如何なる面でもあり得ない。同様の事が土器の場合に於ても謂ひ得る。それは結局は土器の物體を形づくる質量即ち粘土のもつ超越的性質と、及び土器の焼かれた處の同様に超越的性質を有する火力によつて決定的に支配せられてゐると云はざるを得ない。一つの粘土は如何に人間が欲してもそれ自身に於て超越的に占有しうる、しかも占有してゐる以外の如何なる超越的性質をも保有する事は出来得ない。又墳墓——例へば石室墳を舉げて考へて見よう。そこにも亦同様の事がみとめられる。先づ、墳を成立せしめてゐる人類の屍體は、それは既に人間として存在を主張するものではなく人體として自然科學的——物理化學的な諸條件をその全可能域に於て占有し、棺槨、

その他石室、封土、或は所謂副葬品の類に至るまで、その石室を形成する岩石の、封土をなす土塊の、又は副葬品それらの物質の保有するすべての自然科学的諸條件をそれ自身の内に於て拒否する事は出来ない。否、かへつてこの自然科学的、即ち超越的性質を同じく全可能域に於て占有してゐるのである。なほそこには、各々のこれら石室墳構成に對して位置の上内在する自然科学的——主

として力學的——性質をも超越的に占有してゐる。従つて、これらの例に於ける石器の石質、土器の粘土及火力、又は石室墳に於けるその物質的構成諸要素は、その各々の石器、土器、石室墳に對して決定的な制約として人間に對向するものなのである。それは反つて人間の意欲——例へば石器を形成せんと欲し、又土器を造らんと欲し、又石室墳を營造せんと欲する——をさへ反對に制約するものとして現はれてくるのである。それは人間意欲の恣意的な行動を意欲の如何にか、はらず制約するのである。即ち、これらの人間に對して、遺物に必然的に内在する處の超越的な諸制約を超越的諸制約と呼ぼうと思ふ。

しかるに、遺物は右の如き超越的諸制約を占有するものとして承認しうるのであるが、しかも又一方に於て他の制約を荷負つてゐるのである。

即ち、再びリュートの原石器を引例しやう。それはあきらかに「人間の試み」、即ち、人間意欲によつて行はれる運動に依つて成立せしめられてゐるのである。砧石のもつ形體は人間意欲の存在なくしては決して石器となるを得ない、粘土と火力の協力は人間意欲の存在を否定して土器たるを得ない、人間の築造によつてこそはじめて石は墳墓の石室となり、人體は埋葬され土は封土となり得るのである。これらの事は、即ち、遺物が人間意志によつて制約される事を示してゐる。人が「かくの如くあらん」とするもの以外の如何なる空間をも占有する事が出来ないといへやう。土器のあの形を見るがよい。それは人によつて與へられた形でなければならぬ。粘土や火力はそれのみに於ては決してあの特定な一個の土器の形を成立せしめばしめない。人が「かくの如くあり」として、なした處の形以外のものでは決してあり得ないではないか。

即ち、問題は簡單である。——人間の意欲の作用を蒙らない處の物體は當然遺物であり得ないが故に、遺物たる爲には人間の意欲の作用を蒙らざるを得ない、といふ事である。人間の意欲によつてあたへられた空間的在り方が、従つて遺物を決定する重大な一つの本質でなければならぬ。

しかしながら、この遺物の空間的本質の一要素たる人間の意欲が、實は物體の自然科學的な性質——超越的制約によつて左右せられてゐる事は明らかである。それは石器が石のもつ性質の、土器が粘土と火とのもつ性質の、全範圍内に於てのみあたへられうる形であるといふ事で理解される。石器に於ても、土器に於ても、それらはそれらの自然科學的制約内に於て動いた處の人間の意欲の具現以外のものではない。従つて、人間の意欲は、こゝでは超越的諸制約の下に於て具體化されるといふ事が出来るのである。

しかしながら、吾々は又眼を轉じなければならぬ。右に見る様に人間の意欲を制約するかに見える處の超

越的諸制約、——それを超越的に荷負ふ處の、人間を超越した物體が單にそこに存するのであらうか？ 否、それは勿論すでに明白となつた様に決して人間を超越した物質それ自身のみでは遺物とはなり得ない。人の意欲の作用を受けて初めて遺物たりうるものであるが故に、吾々は、又人間がこの人間を超越した物體を、人間の意欲に依つて、人間の意欲の具現の爲にとりあけるものであるといふ事を否定し得ない處なのである。従つて、人間の意欲を制約する處の超越的諸制約も、實は人間の意欲によつて、とりあけられた處の諸制約なのである。例を示して見よう。石器の鋭利なエッジは、謂ふ迄もなく、石なるが故に有する堅固な、又開劈する處の超越的な性質によつて初めて與へられうる處である。従つて、其處に、人によつて打撃が或は磨滅が加へられ、そのエッジが實、在したのである。しかもこの石器のエッジは勿論石に於てのみあたへうる處の特定なエッジであり、人が如何に欲してもこのエッジは何等變改する事を得ない一回的唯一のものである。そこに人間の意欲を石の占有する

處の超越的性質が制約するものを見るのであるが、又尙深く考へるならば、この特定な石器として實在せしめられた處の石は、その鋭利なるエッジを得んが爲に人によつて取り上げられた事を思ふのである。即ち、人が意欲して選擇するといふ處の人間意欲の制約の下に始めて石

が取り上げられ來たつたものである。しかしながら、又吾々は次の事に注意を失してはならない。それはこの場合、石が鋭利な開劈面を保有してゐると云ふ石の超越的性質が、人をして石以外の他の物體を選擇せしめなかつたといふ事である。つまり、この事は次の如くいひ表はす事が出来る。——吾々は、制約するものが、その制約するものによつて制約せられ、しかも、又反對にそれは最初のものによつて制約を受けてゐるといふ、即ち二重に制約しあふ處のデアレクテイクな關係によつて實在してゐるといふ事である。それは互に他と孤立的に對立する如くながめられながら、實は互に他を内在しつゝ、より高い段階に於て他と對立する處の性質である。恰もあざなへる繩の如き構造をもつてゐる。しかしながら、それは

何故に繩なのであるか？ 人に對して初めてそれは繩なのである。物體が人間の意欲の關心に入る時、それは初めて「人間との交渉」をもつのであり、そこに人間に對する存在があたへられる。でなければ、それは決して遺物となる事が出来ないのであるから。

しからば、はたして遺物とは右にのべられたが如き構造——即ち、超越的性質と人間意欲とのデアレクテイクな關係に於てのみ成立するものであるか。これらの性質は、遺物自身に於て、必然的な本質として、絶對的に主張する。それは遺物自身の内に於て保有する本質と謂はざるを得ない。それは遺物に於ける絶對時と表裏する。しかしながら、遺物が人に對して存在するといふ事は、之を謂ひ換ふるならば、人は何故に物體に於て、遺物を遺物とするのであるかといふ事である。つまり、人によつて遺物たらしめられる事である。遺物が人間意欲と超越的制約との相關に於て成立するのではあるけれども、しかも吾々によつて、それが遺物であるとせられなければならない。吾々は石器を例として考へて見よう。石器

は前にのべた諸制約を占有してゐるがそれが、土器としてわれ／＼によつて認められる時、はじめて土器となるのである。しかも、こゝに於て、土器となつたものは、すでに土器自體に於ける姿ではない。それは吾々によつて概念せられた處の土器なのである。土器のもつその空間は、實は吾々の意識に於てのみ存するのである。意識せられた、従つて概念の世界に於ける空間として初めて土器の空間がみとめられる。土器はこの姿に於てのみ土器なのである。

四、遺物たらしめるもの

遺物が時間的、空間的諸構造をそれ自身に於て占有する事は、しかしながら、何等、遺物であるといふ主張を可能とはせない。吾々が遺物とするものは必然的に遺物とせられる事によつてはじめて遺物となり得るものなのである。それは、あくまでも遺物自體の姿ではなく、吾々によつて概念づけられた姿、即ち云ひかふるならば、それは遺物とよばれる物ではなくして吾々の概念の上

に遺物としてあらはれる事なのである。それは遺物それ自體に對して考へられる姿ではなく、かへつて吾々の側に於て、概念の世界に於て考へられる處のものなのである。吾々は、物自體によつて、吾々の概念の遺物とするものを引出されるといふべきである。そして、そこに初めて、遺物が實在する。遺物が客體として吾々に對して對立するが如くにながめられる事は、實は、客體である處の遺物によつて吾々の中にそれに相應する一つの概念を引出される事なのである。それを、吾々は遺物に對してその屬性と認める時、客體は遺物なりと稱せられるのである。一つの事實は思惟されての限りに於てのみ歴史的事實であるが故に「(クローチエ) 遺物は、従つて、吾々に思惟される事を必然的に要求する。しかも思惟された客體事實は客體自身の超越的な存在ではない。内容なき思想は空虚であるとするカントの言は、従つて、吾々によつては、思惟せられない遺物は遺物でないとする事によつて理解せられる。思惟せられた遺物は、之を言ひかふるならば、吾々の「概念の世界に存在する遺物を遺

物とする」といふ事が出来る。遺物のもつ空間的な在り方は、吾々によつて思惟せられてはじめてその空間が決定せられる。實は、それは、吾々の概念の世界に於て、客體を媒體として空間的に規定を特定する事に他ならぬ。遺物は思惟せられる事に於てのみ遺物であり、従つて概念の世界に於て、——遺物自體のあり方ではなしに——そのあるありかたが遺物なのである。

しかして、この吾々の側に於てあるあり方は、従つて、遺物に對して吾々が屬性を附與するのであるといふ事が出来る。遺物はそれ自體の世界に於て、従つて超越的に存在するのではなしに、吾々によつて屬性を附與せられて、内容づけられて、初めて存在する。そして、それがわれ／＼に向ふものとして定置せられる。しかしながら、それは、實は、吾々が遺物——客體としての遺物——を媒體として、吾々の概念を自身に於て自身に對立するものとして、矛盾の相に位置つける事なのである。そして、それははじめて理解せられるあり方となるのである。吾々はかくの如き遺物（客體）のありかた——即

ち、われ／＼によつて概念の世界に於てはじめて遺物となる處のありかたは、先にあげた超越的なありかたに對してわれ／＼が性格づけたものとして考へる事が出来る。即ち遺物はわれ／＼によつて價值づけられる事なくして遺物たり得ない。しかしてこの價值づけられる事によつてのみ、はじめて遺物は遺物となりうるのであつて、それは吾々によつて、客觀として——實は主觀の自己矛盾であるが——觀照せられる。それは自己同一の必要を主張するのである。即ち、理解を要求する。かくてはじめて、遺物は、實在の相として認められる。

しからば、何が遺物なのであるか。既にあきらかな様に、一つの人間活動を背負はされた超越的な物體的なるものは、單に、それ自身のみには遺物とはいへない。又、吾の側に於ける、概念の世界に於ける物體も、——實はそれが初めて存在として認められる内容なのであるが、單に人間活動を背負ふとして概念される場合には、同じく遺物ではない。第二節に舉げたりユトの原石器を考へて見よう。それが原石器として、即ち遺物として主張さ

れる事は、何等かの形に於て、一先づは、「吾」に對立する位置におかれなければならぬ、(—即ち、客觀の相に物體を引きはなさなければならぬ。實は、それは、吾の概念の自己分裂の相に於て認める事が出来るのであるが——)リユトーの原石器は、原石器として、いひかふるならば、第三紀層に於ける人間活動の具體者として、吾に對立せしめられるのであり、その原石器のもつ第三紀層といふ「過去」の時なるものが、つよく對立の内容としてふくまれてゐる。この「過去」が對立の契機をなすものとして來るのである。しかしながら、「過去」のみが遺物たらしめる唯一の要素といふ事は出来ない。吾々は他の例を考へて見よう。現實にその上に家屋が構築せられてゐる礎石は、何人によつても遺物として把握せられないであらう。しかるに、上に何等の構築を現實に於て存せないけれども、それが一つの家屋の會てその上に構築せられたと想像せられる石塊は礎石、即ち、遺物として把握せられる。前者に於ても、勿論その礎石の最初の築

「人間との交渉」は既に「過去」の世界に存するのであり、後者に於ても全くそれは同様なのである。しかるに一は遺物ではなく、一は遺物として把握せられる。一は、上に家屋を現實に構築せしめてゐるのであり、一は現實には構築せしめてゐない。即ち、一は上に家屋の構築せられる事を必然的な條件としてとる處の礎石が、現實に於て、その基本的成立條件をみたされてゐるのであり、他はそれを排除してゐる。しかしながら、人はいふであらう。しからば古墳墓の如きは如何と。それは人を埋葬する事が必然的な基本的成立條件なのであるが、しかもそれが現實に於てなほ充されてゐるのである。それにもかゝらず、古墳としてそれは遺物と考へられるではないか。しかしながら、これに對する答は簡單である。實際それは現實に於てその基本的成立條件が満足せられてはゐるけれども、それは、古墳を成立せしめた人々が、その人々の當時に於ける社會的な・人間的な(即ち歴史的な)背後の規定を必然的に荷負つて成立せしめたものであり、したがつて、その基本的成立條件は、當然成立當時に於ける背後の人々の生活全面的歴史的規定を擔ふ事をその

根底にもつてゐなければならぬ。しかも、現實に於てはその歴史的な規定それ自身を排除してゐる以上、基本的成立條件の完全なる充足とは云ひ得ない。従つて、それは遺物となりうるのである。しかしながら、こゝに他の二つの場合が問題となる、先づ第一に、即ち、吾々の住む今日の世界に於て遺棄せられるもの、例へば屋根をふくべく造られた瓦が、ふかれる事なくして遺棄される場合、この遺棄せられた瓦は遺物となりうるであらうか。なる程、瓦は屋根にふかれる事によつてはじめて、その基本的成立條件を充足せられる、従つて、それは瓦となるのである、吾々によつて、その基本的成立條件を充足したと想像せられてはじめて遺物となるのである。しかも、この遺棄せられた瓦は、われ／＼が瓦と思ふ限りに於て、それが屋根をふく事を必然的に擔はされてゐるのであり、その限りに於てそれは遺物的形貌をとるのであるが、こゝに吾々が想起すべきはさきにあけた古墳の場合である。古墳が基本的成立條件をみたしながらもその背後にひそむ人間生活の歴史的規定を排除してゐる事によつて遺物

として考へられうる事を想ふべきである。瓦は、今日に於ける歴史的規定を背負ふ處の今日の瓦であるかぎり、それを今日吾々が遺棄する事は、瓦の背後に存する人間生活の歴史的規定を瓦より迫奪する事ではない。即ち、今日遺棄せられた瓦は、それは基本的成立條件を排除する如くに見られるけれども、その成立條件の背後に存する人間生活の歴史的規定を失つたものではない。——この瓦が、例へば製産される場合を思ふに、それは今日に於ける人間の歴史的規定の上に於てなされてゐるのであり、従つて、それは、今日に於ては何等その歴史的規定の變化をみとめる事が出来ない。故に、それは吾々にとつて今日の瓦のもつ歴史的規定を排除するものとはならない。であるから、この瓦は吾々にとつてけつして遺物とはならないのである。次に第二の問題は、例へば古建築——法隆寺の如き——は遺物たりうるや否や？ 即ち、吾々はこの問題に對しては以下の様に解答する事が出来る。實に古建築、——法隆寺がそれが生み出された時代は古くその背負ふ處の成生に際しての人間の歴史的規定は

既に今日の吾々の歴史の規定に對しては勿論對立するものである。しかるに、一方法隆寺は佛寺として、寺本來の基本的成立條件を充足してゐるが如き諸點に於ては全く先の古墳の場合に於けるが如き構造を有してゐる。従つてそれは、古墳が遺物として存在するとその規を一にして、同じく法隆寺も遺物として存在する。しかしながら、吾々の世界に佛寺として存在する寺を思ふに、寺の基本的成立條件の背後には、今日に於ける歴史の規定を背負ふてゐるのであつて、法隆寺がその成立の當時に於ける歴史の規定は吾々の歴史の規定に對立するものではあるが、今日に於て法隆寺が今日の歴史の規定を荷負ふとする一面——即ち法隆寺が今日に於ける佛寺としてその佛寺の成立をその今日に於ける宗教的對象として充足せられつゝある現實の側に於けるかぎり、遺物ではない。従つて、吾々にとつて、法隆寺が遺物であるとする事は、今日に於ける法隆寺ではなしにそれは建設當時の歴史の規定をもつた處の従つて吾々の歴史の規定に對立する法隆寺を概念してゐる事である。

以上、吾々は諸種の例に於て、論じ來つたのであるが、しかも今や吾々は、次の如くに謂はざるを得ない。先の礎石の例の場合に於ても礎石として追體驗せられる事によつて礎石となる處の石塊、又は右の例の古墳は——従つて客觀は——、何等それ自身に於て、それに内在するものとして、その基本的成立條件を保有する事を吾々に主張しはしない。それが吾々によつて、遺物たる存在に主張しはしめない。それは、吾々の概念の世界に於て、吾々が自ら、概念の世界に、人間の歴史の規定を背後にもつ處の基本的成立條件を要求するのである。つまり、それは、「人間との交渉」によつて、初めて物體としてとりあげられたこの物體が當然そのかぎりに於て、必然的に占有する一回的な絶對時に於てなされた人間の意欲——勿論それは一つの生きた個別の人間であるが故に歴史的な背後の規定を背負つてゐる、かゝる人間の意欲である——が吾々によつて概念の世界に於て追體驗せられる事により生じる處の人間の歴史の規定を必然的になつた處の基本的成立條件、これが遺物たらしめようとする要

素となるのである。従つて、この基本的成立條件の必然的に荷負ふ處の人間の歴史的规定をして、吾々の歴史的规定に對立せしめる時物體なるものは遺物として存在するのである。而して、この歴史的规定の吾々の概念の中に於ける對立を時を契機としてひきおこされるものとするのであつて、それを吾々は古性(Antiqua)として意識するのである。従つて、アンティキテートは、又物體そのものに占有されるものではなしに、それは又吾々の内にひきおこされる意識であると考へられうる。

物體は、それが人間的交渉の下にあつても遺物ではない。遺物は實は吾々の中に概念として存在するのであり、右の物體は、その概念の自己分裂を引きおこさせる契機なのである。しかも、その契機となるかぎりに於て、物體は、吾々の側に遺物として存在する。従つて、遺物は實在の姿ではなしに、當爲の姿である。つまり吾々は當爲の姿に於て、吾々の側に遺物を存在せしめるのである。

五、むすび

以上、吾々は遺物の基本的構造を論じて來た。しかし

遺物—その基礎的構造

ながら、そこには何等「新らたなるもの」を示す事が出来なかつた。それは既に考古學者によつて、「知られたるもの」とせられてゐるものなのである。彼等はその上に立つて考古學を展開してゐるのである。それは當然な事なのだ。私は、たゞこの「知られたるもの」を書き記したに過ぎない。従つて、それは又「知られないもの」をも示したとする事が出来やう。今日の考古學は、もつと「知られたるもの」の高さを高めてゐるであらう。私は、しかしながら、なほ、この「知られたるもの」の知られ方を一層知りたく思ふ。私は「知られたるもの」を「知りたいもの」に今なほ置き換へて「知らう」としてゐる。従つて、私はこの一論考を未定稿とするのである。

附記 本稿は、遺物の性格、及その理解を考察する事によつて、遺物論として一先づ完成すべきである。この二つは稿をあらためて考へて見たい。本論考をもつするにあつて、原隨圓先生、梅原末治先生以下諸先輩よりたまはつた多くの御教示に深謝する。(昭一三、三、末)